

自修文 奨學敕諭

送り假名、返り點を附せしむるを主とし、兼ねて前課を承けて大正天皇の特に教育に大御心を用ひさせ給ふ聖意を奉戴せしむべし。

釋義

【今上】君主國に於て現在の皇帝を稱し奉りていふ。史記に今上本紀あり。史記は漢の武帝の時に成る、故に武帝を稱して今上と曰ひしなり。

大正上天皇、御名は嘉仁、明治十二年八月三十一日の御降誕。

大正十五年十二月二十五日崩御。

【即位】大正四年十一月十日、京都紫宸殿にて即位の大典を行はせ給へり。

【文部大臣】時の文部大臣は高田早苗氏なり。

【皇考】亡父を尊びていふ。「皇」は大なり。「考」は亡父なり。禮記、曲禮に「祭ニ王父ニ曰ニ皇祖考、王母ニ曰ニ皇祖母、父ニ曰ニ皇考、母ニ曰ニ皇姆、夫ニ曰ニ皇辟」と見ゆ。

【紹述】「紹」は繼なり。「述」は前人の事に循ひて之を成すなり。

【遺緒】キシヨウ 残しおかれたる事業なり。

【對揚】タイフウ 答へ奉りて宣揚するなり。書經「敢ニ天子之休命」の孔傳に「對答也、答ニ受美命而稱ニ揚之」とあり、蔡傳には

「對者、對以已、揚者、揚ニ於衆」とあり。

【彝訓】イクシ 常に守るべき教なり。「彝」は常也。永久變らずに守るべき教訓の義。

文字

【敕】「敕」を正、「勅」を俗とす。

【彝】「彝」を正、「彝」を俗とす。

備考

勅諭の原文は左の如し。

御沙汰

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又勅シチ其ノ大綱ヲ昭ニシ給ヘリ朕遺緒ヲ紹述シ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ。

附載

【教授上の注意】第一〇課「文字構造例」に關聯して、部首の名稱並

びに用例を授けて、文字の知識を正確ならしむるは肝要なることなり。附載は参考の爲に附したるものなれど、卷末にて一時に授くべきものにあらされば、隨處隨時に教授せられんことを望む。

轉用はあるは、偏として用ひらるべきものが、冠・脚・旁となり、旁に用ひられしものが、冠・脚・偏に用ひらるる等を指して云ふ。

尙ほ参考の爲左に特に注意すべきものののみを述ぶべし。

一、偏として用ふるもの

【イ】偏として用ふるが、寧ろ轉用といふべきならんか。

【巾】佩巾、身につけたる「キレ」の垂下せる象形文字。されば之に屬する文字は布帛の義あり。

【彳】少しく歩む義あり。故にこの字に屬するものは、步行の義を有す。

【工】說文に「巧飾也、象三人有規矩也」と註せり。

あるをも注意すべし。

【禾】 五穀の穂の出でて垂れたる象形、もと水と書す。「ノギ」と云ふは「ノ」「木」なり。之に属する文字は多く五穀に關係あり。

【立】 もと立と書く。人の地上にたちをる様を象れるなり。故に之に属する文字は多く「立」に關係あり。「竝」「童」は立に属すれど、義は關係なし。

【缶】 一種の「カメ」象形なる故に、之に属する文字は「カメ」に縁あり。「缶」と書するは誤なり。

【羊】 ヒツジの象形文字なり。之に属する文字は羊の族なり。又羊は味よければ善美の義あり。

【耒】 丰と木との合字。木は耕作に用ふる木の用具。丰はその先端にかかる雑草を示す。故に「スキノ柄」の義とす。之に属する文字は耕作に縁あり。

【月】 肉の字の變形なれば、之に属する文字は身體に關係あり。日月の月に属する文字と混ぜぬやう注意すべし。然れども此等は慣用度を累ねれば、自然に會得すべければ、漢字に多く接するやうに勵まされたし。筆寫上は、肉はもと肉なれば中の二線は兩側に接し、月は月なれば左側にのみ接して右側に接せず。されど、此等は便宜説明することありとも、筆寫の

實際は同一にして可なり。

【赤】 筆寫の實際は示へんと同一なるを以て、これは出來るだけ六畫に書くやうありたきものなり。

【豸】 内食獸の他の獸に伺ひよる狀に象る。故に之に属する文字は猛獸に縁あり。

【附】 此の前に「豕」があるべきなり。扁としては「ヰノコヘン」といふ。之を偏とするものに「豨」「豬」等あり。「豕」は「ブタ」即ち「キノコ」の象形なり。

【貝】 「カヒ」の象形文字なり。太古にありては、美しき貝類を寶物とし、貨幣として用ひたり。故に金銀財貨に關する文字は貝に從ふ。之を「コガヒ」といふは「オホガヒ(貝)」に對する名なり。

【附】 赤の字の偏となる字あり。根・赫・赭等皆赤に義あり。赦の赤は音符なり。

又、身の字を偏とするあり。躬・羨・軀等あり。ミヘンとよぶ。

【酉】 酒瓶の象形なり。故に之に属するは、飲料及び醸造成熟等の義あり。「ヒヨミノトリ」と呼ぶは、干支に用ふるにより、鳥と別ちていふなり。

【附】 彩袖の偏は采にして八畫、釋の偏は采にして七畫なれど、普通には特に區別する要なからん。

里を偏とするものに、野あり。予は音符なり。
【阝】 阜の略體なり。邑の變形たる^{アホザト}(旁にのみなる)に對して、「コザト」といふ。偏としてのみ用ふ。小丘の象形なり。故に之に属するものは概して土地丘陵に縁あり。

【附】 青を偏とするあり。靜・靛等は青に義あり。彭・覩等は音義共にあり。

面を偏とするあり。覩の字これなり。

【革】 獣皮より毛を取り去りたる義をあらは十字なり。「ツクリガハ」といふ所以なり。故に改革即ち「アラタムル」義生す。

【韋】 革を更に柔にしたるなり。故に之に属する文字は「カハ」に縁あり。

【附】 音に属する文字あり。韻(韵)詔等これなり。

風を偏とする文字あり。颶・颶・颶等なり。

首を偏とするあり。馘これなり。

香を偏とするなり。馥の如きこれなり。

鳥を偏とするあり。鷺鷺等なり。

齒を偏とするあり。齒は石鹽即ち自然の「シホ」なり。

馘・馘等は齒に義あり。

鹿を偏とするあり。麒麟の如きこれなり。黍を偏とするあり。黏穀の如きこれなり。

形によれるなり。「ケイガマヘ」といふは其の音に據れるなり。

【匚】物を受くる器の象形文字なり。「カンガマヘ」といふは其の音に據れるなり。之に屬する凸凹は象形文字なれば、匚には關係なし。

【匚】人の前かがみになりて物を抱へし形に象る。包の本字なり。「ハウガマヘ」は音により、「ツツミガマヘ」は其の訓に據れる名稱なり。勿はもと旗の象形字なれば、匚に從ふ文字にはあらず。

【匚】「ハコ」の象形。音は「ハウ」。「ハコガマヘ」は訓による名稱。

【匚】一は覆ひ、しは隠す義あり。即ち匚は覆ひかくすなり。故に形も一の左端は第二畫の初筆より少し左に出で、しの左下方の曲げ方も直角をなさずやや彎曲する氣味あり。「ハコガマヘ」の匚は正方形の一邊が缺けたる形なり。されど筆寫の時は、強ひて區別する要なるべし。

六、雜

【乙】他の字を遙らざるも遙といふは、文字其のものの形によれるならん。

【凡】人の歩む形に象る。故に必ず脚としてのみ用ふ。ニンネ

ウ」といふは、其の音に據れり。

【凡】机の本字。「ツクエ」の象形なり。「キネウ」といふは其の音に據れり。

【支】十と又との合字。又は手、十は竹の一半なりといふ。即ち手にて一半を分ちとるなり。故に「ワカツ」「エダ」「モチササフ」の義なり。「ネウ」とはいへど、偏に用ひらること殆どなし。

【文】もと美しき形「アヤ」の義なり。文章といふも同義なり。さて此の文の義を有する文字の旁に此の文の字を用ふるものなし。旁に義を有する文字にて文に類するは、改・攻・放・教等の如く、いづれも支に屬するものなり。文の旁となるは汶・蚊・紋等の如き二三音を示すに過ぎざれば、此の外は旁はすべて支『又』なることを知らしめたし。文の義を有する文字は、斌・斐・班・姪(此の字「ブンネウ」の形を示す)等なり。

【曰】口のものいふことを指示せる文字。「ヒラビ」といふは日を平めたる形なればなり。曼・書・最等は、曰には關係なき文字なり。形の上より此に屬せしめたるなり。







